

阿蘇のかけはし だいごう 第7号

れいわ ねん がつはっこう あそしとくべつしえんれんけいきょうぎかい
令和6年3月発行 阿蘇市特別支援連携協議会

だいごう つうきゅうしどうきょうしつ じりつかつどう とくべつしえんがっこうそつぎょうご しゅうろう 3じりつ
第7号では、①通級指導教室の自立活動、②特別支援学校卒業後の就労について、③自立
かつどう けんしゅうかいほうこく けいさい だいごう だいごう けいはつしりょう しょうちゅうがっこう
活動、④研修会報告を掲載します。なお、第1号～第6号の啓発資料も小中学校のホームページか
み ゼ ひ ごらん
ら見ることができます。こちら是非、御覧ください。(QRコード→)



I つうきゅうしどうきょうしつ じりつかつどう れい しょうかい 通級指導教室の自立活動について (例を紹介します)

 <p>つうきゅうしどうきょうしつ ことばの通級指導教室</p>	<p>つうきゅうしどうきょうしつ まなびの通級指導教室</p> 
<p>☆彡 このような内容で指導をしています。</p>	
<p>☆ことばを正しく聞き分けられる力をつけ、唇や舌など発音に関わる器官の働きを高め、正しい発音ができるように改善を図ります。</p> <p>☆話すことへの抵抗感を軽減し、楽しく話せるようにします。</p> <p>☆自分の考えをまとめてことばで表現する力を伸ばします。</p> <p>☆その他、遊び等を通して、子どもの発達や興味に合わせた方法で指導を行います。</p> 	<p>★子どもの得意なことや興味、関心をいかして学習に取り組めるように指導をします。</p> <p>★「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」などのつまずきに対して、子どもの実態に配慮した指導を行います。</p> <p>★取り組む学習の目標を決めて、スモール・ステップで指導を行います。</p> <p>★その他、遊び等を通して、子どもの発達や興味に合わせた方法で指導を行います。</p>  
<p>○すごろく(ことばの発音練習)</p> 	<p>○買い物学習(修学旅行前に買い物計画をたてる。おもちゃのお金を使って買い物体験。)</p> 
<p>○ボール吹きゲーム(呼吸調節練習)</p> 	<p>○粗大運動・感覚運動(バランスシーソー)</p> <p>微細運動・指先トレーニング</p>  

2 特別支援学校卒業後の就労について

○卒業後進路について

就労には、一般就労と福祉的就労があります。

※福祉的就労（療育手帳が必要になります）

就労継続支援A型

就労継続支援B型

～就労継続支援A型と就労継続支援B型の違い～

A型（雇用型）：会社で働くのは難しいが、仕事をする力はある人

熊本県の最低賃金×働いた時間数が基本的に支払われます。ただし、作業効率によっては労働基準監督署のもと、最低賃金を下回る場合があります。（最低賃金減額特例と呼ばれる）

B型（非雇用型）：会社で働くのが難しく軽い作業が向いている人

月ごとに工賃が支払われますが、事業所によって、その額が異なります。（平成30年度 熊本県平均工賃月額：1万5000円程度）

工賃は出勤日数、作業量によって変わる場合があります。

3 自立活動

(1) 自立活動の目標

一人一人の児童・生徒が自立を目指していくとき、障がいによるさまざまな困難を改善して克服することが大切です。自立活動では、そのために必要な「知識や技能」、「態度や習慣」を身につけて、心と体がバランスよく発達するように支援することを目標としています。

自立活動ってなんだろう？

(2) 自立活動の内容

自立活動は、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成され、6つの区分と27の項目に整理されています。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 健康の保持 | 4 環境の把握 |
| 2 心理的な安定 | 5 身体の動き |
| 3 人間関係の形成 | 6 コミュニケーション |

どんなことをするの？

(3) 中学生対象の授業実践例

<実践例1> 「ストレスと上手につき合おう」(2 心理的な安定、3 人間関係の形成)

① めあて **ストレスの原因を知り、自分に合った対処法を考えよう。**

② 学習の流れ

どんな時にイライラ → ストレス解消方法を考える → 対処法を試してみる
するか振り返る



<実践例2> 「買い物の体験をしよう」(3 人間関係の形成、6 コミュニケーション)

① めあて **買い物の体験をして、必要な商品を選んで購入できるようになろう。**

② 学習の流れ

教室で買い物の疑似体験をする → 買い物のコツを考える → 買い物学習に行く



4 研修会報告

インクルーシブ教育の実現には一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う必要があることから、阿蘇市内小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーター及び希望する教職員を対象に、「資質の向上及び指導・支援の充実を図ること」を目的に阿蘇市特別支援連携協議会では、毎年研修会を行っています。

今年度は、小国支援学校で特別支援教育コーディネーターをされている林田昌士氏に講師を依頼し、「特別支援教育における適切な合意形成の在り方」と題し、保護者や関係機関との合意形成について、合理的配慮を提供するプロセスからという観点で講話をしていただきました。



合理的配慮とは？

- 合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整です。
- 合理的配慮は、障がいのある幼児児童生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要なとされるものです。
- 障がいのある幼児児童生徒やその保護者から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければなりません。



このように、幼児児童生徒一人一人に合った「よりよく学ぶための工夫」が合理的配慮です。

【合理的配慮を提供するプロセス】

- 1 本人（保護者）から、「こんなことに、困りがあります。」「私は（子どもは）、こうしてもらえれば、こんなことができます。」など学校へ意思を伝えてもらう。
- 2 どのような配慮が必要かを具体的に検討し、合意形成を図る。その際、実態把握をしっかりと行い、過度な配慮ではないか、実現可能かなど校内で検討し、本人・保護者と内容や方法について、協議・調整していく。
- 3 合意形成のもと決定した合理的配慮を提供する。
- 4 提供した合理的配慮が適切であったかを評価し、よりよいものに変更・改善していく。

今回の研修を通して、あらためて一人一人に応じた合理的配慮を行うために、本人・保護者や関係機関と話し合いの場を持ち、合意形成を図ることが大事だということが分かりました。今後の適切な指導・支援の充実を阿蘇市全体で図っていきます。